提案書

助成金－６５歳超継続雇用制度

対象者　－６０歳以上～６５歳未満の無期雇用で継続されている従業員
行うこと－６５歳以上への定年引上げ、定年の廃止、６６歳以上の継続制度導入
３つのうち１つを導入

６５歳まで定年引上	定年の廃止	６６歳以上の継続雇用制度導入
１０～１６０万円	**２０～１６０万円**	**５～１００万円**
下記の⑵	下記の⑵	下記の⑵

対象者の人数により、支給金額が変わります。

⑴制度の導入に経費を使う

企業で準備するもの
①就業規則に規程、届出
②現在、６０歳以上の定年制度で
　６５歳まで雇用継続制度導入済
③高年齢者雇用管理の措置を１つ導入

⑵就業規則に規程実施日の翌日から
2ヶ月以内に支給申請

この日までに
①雇用契約書または労働条件
　通知書
②出勤簿－実施日以後から申請日前日
　まで
③賃金台帳－最新の１ヵ月分
④新　就業規則
⑤経費支払い書類

⑶その他様式資料は社労士が
　準備します

池田社会保険労務士事務所
池田　眞
大阪府泉佐野市日根野２８５０－１
TEL 090-9994-7213 FAX 072-425-0234
E-mail　sharousi@ikeda4.com